

水道事業会計予算

令和4年度 橋本市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度橋本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	27,172 戸
(2) 総 給 水 量	7,854,491 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	21,519 m ³
(4) 主 な 建 設 工 事	
(イ) 配水施設建設改良工事	245,120 千円
(ロ) 上水道拡張工事	1,107,352 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,892,643 千円
第1項 営業収益	1,491,193 千円
第2項 営業外収益	401,447 千円
第3項 特別利益	3 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,691,994 千円
第1項 営業費用	1,601,060 千円
第2項 営業外費用	85,067 千円
第3項 特別損失	867 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,175,514千円は過年度分損益勘定留保資金182,106千円及び当年度分損益勘定留保資金503,236千円、建設改良積立金490,172千円で補てんするものとする)。

収 入	
第1款 資本的収入	431,600 千円
第1項 国庫支出金	16,891 千円
第2項 負担金	1 千円
第3項 繰入金	8,767 千円
第4項 出資金	3,408 千円
第5項 補償金	36,030 千円
第6項 受託金	1 千円
第7項 固定資産売却代金	2 千円
第8項 企業債	366,500 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,607,114 千円
第1項 建設改良費	265,485 千円
第2項 拡張費	1,150,626 千円
第3項 企業債償還金	189,512 千円
第4項 国庫補助金返還金	491 千円
第5項 予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為のすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
上下水道台帳管理システム再構築委託業務	令和4年度から 令和10年度まで	52,294千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
拡張工事費	366,500千円	証書借入	3.5% 以内	借入先の融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項拡張費、第3項企業債償還金、第4項国庫補助金返還金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 172,113 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、45,312千円と定める。

令和4年2月14日 提出

橋本市長 平木哲朗